医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第三十条の四第五項」を「第三十条の四第六項」に改め、同条第二項中「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第五項」に、「同条第二項第十二号」を「同条第二項第十一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五条の三中「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第七項」に改める。

第五条の四中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第八項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条　学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（第二十三条第九号及び第二十六条第三項において「指定都市」という。）」を削る。

第二十三条中「事項」の下に「（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）」を加え、同条第九号中「幼稚園（指定都市の設置するものを除く。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第四条の二に規定する幼稚園に係る法第四条第一項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。

第二十六条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第二十五条第四項の項を削り、同表第二十五条第五項の項中「第二十五条第五項」を「第二十五条第四項」に改め、同表第二十五条第六項の項中「第二十五条第六項」を「第二十五条第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）

2　私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第二十三条第十号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二項の表第七十四条第二項の項中「第七十四条第二項」を「第七十四条」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第四十九条第三項」を「第五十条」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第十号

二　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第九号

三　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十七条第一項第十二号

（都市計画法施行令の一部改正）

第三条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「第十四条第三号」を「第十二条第三号」に改める。

第十二条及び第十三条を削る。

第十四条中「第十八条第三項」の下に「（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号イ中「又は一般国道」を「若しくは一般国道又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の二の見出し中「の同意」を「への協議等」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第二号中「、ホ及びヘ」を「及びハ」に改め、同号ハからホまでを削り、同号ヘを同号ハとし、同条第三号中「前号イ、ロ及びホに」を「次に」に、「同号ロ及びホ」を「ロ及びハ」に改め、同号に次のように加える。

イ　名称の変更

ロ　位置、区域、面積又は構造の変更

ハ　一団地の住宅施設に関する都市計画における住宅の低層、中層若しくは高層別の予定戸数又は公共施設、公益的施設若しくは住宅の配置の方針の変更

第十五条を第十四条とし、第十五条の二を第十五条とする。

第三十七条の四第三号ロ中「（建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加え、同号ハ(2)中「瓦（かわら）」を「瓦」に改める。

第四十四条の二第一号中「（平成十六年法律第百号）」を削る。

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第四条　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に、「同条第二項第四号から第七号まで」を「同条第二項第二号から第五号まで」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第五条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第二号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から、第四条及び第五条の規定は同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○文部科学省令第十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第百十八号）の施行に伴い、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

文部科学大臣　高木　義明

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。